

令和元年7月実施松山市任期付職員(心理判定員) (育児休業職員の代替職員)採用試験実施要領

令和元年6月11日

松山市任期付職員(心理判定員)(育児休業職員の代替職員)採用試験を次のとおり行います。

任期付職員(心理判定員)(育児休業職員の代替職員)とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得する職員(心理判定員)の代替の正規職員として業務に従事する職員のことです。

任期が定められていること及び育児休業を取得できないこと以外は、原則として任期の定めのない職員と同様です。
(勤務時間、休暇、服務、災害補償等)

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所
心理判定員	M	1人程度	市長の事務部局に配属され、関連業務に従事する。

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(4)までの要件を全て満たす者

- 学校教育法に基づく4年制の大学又は大学院において心理学を専修する学科又は相当する課程を修めて卒業した者
- 令和元年7月1日現在で、医療機関、教育相談機関、社会福祉施設等での心理判定、カウンセリングその他の相談業務に、継続して1年以上従事した経験がある者

(注)合格した場合は、職務経験を証明する勤務先の証明書が必要となります。

- パソコンの基本操作(文書作成及び表計算)が可能な者
- 次のアからオまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
 - 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間等

受付期間は、令和元年6月17日(月)から令和元年6月28日(金)までです。

(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、令和元年6月28日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

4 申込方法(人事課の所在地等は最終頁を参照)

(1) 申込書及び受験票を入手する。

申込書及び受験票は、人事課(市役所本館4階)、案内所(市役所本館1階)、市民サービスセンター(松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋)及び各支所でお渡しできます。

郵便で請求する場合は、封筒に「任期付職員(心理判定員)採用試験申込書請求」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。

市ホームページから印刷することもできます。印刷する場合はA4両面印刷をしてください。

(2) 申込書及び受験票を人事課に提出する。

申込書及び受験票に必要事項を記入して人事課に提出してください。申込書及び受験票には同じ写真を貼り、写真の裏には申込者の氏名を明記してください。また、写真は申込前3箇月以内に撮影したもので上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のもthingとしてください。

郵送で提出する場合は、封筒の表に「任期付職員(心理判定員)採用試験申込み」と朱書きするとともに、封筒の裏に必ず差出人の住所及び氏名を記入し、上記の申込書、受験票及びあなたの宛先を明記した返信用封筒(長形3号サイズの封筒に82円分の切手を貼ったもの)を同封して簡易書留で人事課に送付してください。なお、簡易書留の控えは、受験票が届かなかった場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。

受験資格を確認し、受験資格を満たしている場合は、返信用封筒で受験票を送付します。

令和元年7月10日(水)までに受験票が届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

(注) ホームページ上から直接申し込むことはできません。

5 試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
令和元年7月13日(土) 午前8時30分から (開場は午前8時10分予定)	松山センタービル1号館 4階会議室 (愛媛県松山市三番町四丁目9番地5) 【最終頁の地図参照】	令和元年7月下旬(予定)に松山市役所 掲示板に掲示するほか、受験者全員に 合否を通知する。

6 試験の方法

科目	内容		時間
教養試験	択一式	言語・社会科学系、数論理・自然科学系、時事・常識系の一般知識・ 教養について	30分
口述試験	主として人物についての個別面接		約20分

得点配分は、教養試験：口述試験＝1：3とする。

7 試験結果

(1) 試験の合否は受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号は、松山市役所前掲示板に掲示するほか市ホームページでも公開します。合否の通知は郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は松山市役所前掲示板やホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

(2) 次の5項目については、不合格者のみに通知します。

①総合得点 ②科目別得点 ③受験者数 ④順位 ⑤合格最低点

8 採用予定日

この試験の最終合格者は、松山市任期付職員(心理判定員)(育児休業職員の代替職員)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載され、職員の育児休業の取得状況に応じて随時採用されます。ただし、候補者名簿に登載されても、育児休業を取得する職員の状況により採用されない場合もあります。なお、候補者名簿の有効期間は、候補者名簿作成後1年間です。

(注) 受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

9 勤務条件

(1) **勤務時間等** 勤務時間は、基本的に午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む。)の7時間45分ですが、遅出勤務になる場合があります。また、勤務日は、基本的に月曜日から金曜日までですが、月に1、2回程度土曜日又は日曜日の勤務があります(土曜日又は日曜日に1日勤務した場合は月曜日から金曜日までのうち1日が休日となります。)

(2) **給与** 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)等の規定に基づき、職歴等を一定基準で換算して決定します。例として、大卒かつ職務経験が1年ある場合の給料月額はおおむね194,000円です。

また、給料のほか、期末手当及び勤勉手当並びに該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等を支給します。

(3) **任用期間** 3年以内で職員の育児休業期間に応じて決定します。なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、その延長された期間内で更新される場合があります。また、育児休業を取得する職員の産前産後休暇期間中は、臨時的任用職員等として任用することがあります。

(4) **保険等** 健康保険(共済)、厚生年金保険、通勤及び公務上における災害補償

(注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

10 その他

(1) 指定された日時に試験会場に集合してください。なお、松山センタービル1号館に駐輪及び駐車をする場所はありません。駐輪をする場合は、松山市役所駐輪場を利用してください。

(2) 指定された日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者とします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者とします。

(3) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。

(4) 申込書等に記載された受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(5) 試験当日には、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計(時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム等が出る機能を有するものの使用は認めません。)を持参してください。

(6) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係がありませんので注意してください。

(7) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、市ホームページでお知らせします。

(8) その他質問等がある場合は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに人事課に問い合わせてください。



松山センタービル1号館 4階会議室
(松山市三番町四丁目9番地5)
【入口は西側】午前8時10分開場

<申込み先及び問合せ先>

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市総務部人事課 任用担当

TEL 089-948-6940

FAX 089-934-9205

HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>